

## 第 13 回 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会 質問に対する回答

構成員からのご意見カード

【意見・質問事項】	【回答】
<p>話し合いの会の運営及び進行について事務局から提案として議事を円滑に進めるためには話し合いの会に先立って事前に発言の順序と時間を取りきめる必要があることから準備会の設置という提案がなされた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 杉並区における地上部街路に関する話し合いの会が設置された時には杉並区の上原部長が常に 廃止をも含めたゼロベースの観点から議論してほしいと発言された。</li> <li>2. 平成 13 年外環の計画のたたき台に於いて従来の高架道路から地下への変更の説明で地上部の利用について現状の市街地を維持できますという選択肢がイラストと合せて明示され多くの住民に期待された。</li> <li>3. 外環ジャーナル（平成 13 年 4 月）元計画の高架道路を地下構造に変更することで当初懸念された地域分断の課題は大部分が解決できると考えられます。地上部の道路建設は無いと公表した。</li> <li>4. 都市計画審議会〔2007 年 4 月〕大深度地下構造を利用した計画に都市計画変更された時周辺環境への配慮、移転への影響を極力小さくするため地下方式とすることと東京都自身が説明している。</li> </ol> <p>上記 4 点から誰が見ても 地上部街路の存在は無く 廃止を確認できる。しかし都の回答はこれらは外環の 2 の廃止を前提としたものではありませんと 否定した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 古川さんが提出した都市計画提案は（たたき台）の選択肢の 1 つで現状の市街地を維持できる というものである。都はこの提案に対して不適格とした。都が公表した選択肢を選んだ時に 不適格とした判断は異常である。</li> </ol> <p>都の異常な判断が会の円滑な運営を妨げる表面的な原因です。根本的な原因は資料作成をコンサルタント会社に委託して都の職員は代読してきたため 矛盾点に対して回答できなかった事です。永きに亘りこの形式で来た以上 今変更は不可能。話し合いの会の円滑化を優先事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 外環の 2 は、都内の都市計画道路ネットワークの一部として、昭和 41 年に高速道路の外環と同時に都市計画決定されています。当時、高速道路の外環と一体となって自動車交通に対応するとともに、地域の利便性向上や沿線のまちづくりに寄与する道路として計画されました。</li> <li>• 平成 13 年、国と都は、「東京外かく環状道路（関越道～東名高速）の計画のたたき台」を公表し、高架構造で計画された高速道路の外環を地下構造に変更して、外環の 2 の広域機能を高速道路に集約する考え方を示していますが、外環の 2 の廃止を前提としたものではありません。外環地上部の検討メニューについては「公園や歩行空間を整備する場合」「バス路線など公共交通を整備する場合」「幹線道路を整備する場合」「住宅・地域コミュニティを維持する場合」の 4 つを幅広い議論の素材として例示しています。</li> <li>• 平成 19 年、外環の都市計画を高架方式から地下方式に変更した際、関係区市等から出された要望を踏まえ、平成 20 年、「外環の地上部の街路について（検討の進め方）」を公表し、検討の視点とプロセスを明らかにしました。これに基づき、環境、防災、交通、暮らしの 4 つの視点で、この地上部街路の必要性やあり方などについて、広く意見を聴きながら検討を進めています。この一環として、地域の皆様の意見を聴くため話し合いの会を設置しています。</li> <li>• お話の都市計画提案は、外環の 2 の延長約 9km のうち、295m のみを廃止するというものであり、外環の 2 を走行してきた自動車が幅員 7m 前後の生活道路に進入するため、自動車の走行機能が低下するとともに、歩行者や自転車等の安全性が損なわれるおそれがあることから、道路ネットワークを分断するような都市計画に変更する必要はないと判断しました。</li> <li>• 都の構成員は、他の構成員からの意見、質問に対して、都の考え方を説明しています。</li> </ul>

<p>とするならば 都の構成員は退席して コンサルタント会社の社員が構成員として着席して 今までの矛盾点に対して 適切な回答をする。 上記の根本的な解決策を素直に採用してこそ 会の運営の円滑化が可能です。 また この根本的な解決策を避けて 他の手段を採用しても 会の運営の円滑化には至りません。</p>	
<p>1. 尻切れトンボで終了の第 13 回話し合いの会</p> <p>都市計画提案について都から約 5 分間の 5 月 15 日の都計審報告があった。それに対し 提案者の私が 2 点質問した。(議事録 31, 32, 33, 34 頁に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 事の発端は今年 2 月、都は都議会・都市整備委員会にて「本提案は不採用」とする報告があった。 不採用理由は 2 つ、1 つは交通面で クルマの走行機能の低下、もう 1 つは延焼遮断帯として不可だった。</li> <li>• これに対し提案者として都の不採用と判断したことに対する意見書を 11 頁に纏めて提出した。(4 月 20 日) 一方、都はこれらの意見に対して 各々に見解を記し 提案者の意見との見解を併記して 5 月 15 日開催の都市計画審議会に諮るとの説明があった。</li> <li>• その後、提案者の私にも見解書が届いたが良く読むと内容的には私が今回書いた意見書にはほとんど触れられていない事が判明した。</li> <li>• 最終的に 6 月 25 日東京都より提案の不採用通知 を受け取った。しかし その理由は上記 2 月の時の理由と全く同文であり 私の書いた意見書には全く触れられていなかった。</li> <li>• そこで 先の 13 回話し合いの会で <ul style="list-style-type: none"> <li>①不採用の理由に全く納得が行かない事</li> <li>②同意地権者 121 名の前で不採用の理由を説明をして欲しいと要求したが その会では無回答だった。 但し終了間際に私は上記 2 点の回答はどうなったのか? と聞いて終了間際に安西氏より②について「説明会を行う予定は無し」との回答のみあった。 この尻切れトンボには納得いかない。 是非、次回の会合で質したい。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• お話の都市計画提案は、都市計画法第 21 条の 2 の規定に基づき提出があり、同法第 21 条の 5 第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 5 月 15 日開催「第 209 回東京都都市計画審議会」において意見を聴取し、この提案を踏まえた都市計画の変更をする必要はないと判断しましたので、同法第 21 条の 5 第 1 項の規定により、提案者に通知しました。このことについて、都が説明会を開催する予定はありません。</li> </ul>

## 2. 次第6（質問と回答）への対応について

第13回の話し合いの会において冒頭、構成員がビックリする提案が出された。「次第6」（質問と回答）の進め方である。

次第6の内容は「今迄に開催された話し合いの会の中で戴いた質問に対する回答・質疑応答」と称するもので構成員の質問に対し、その会で十分な回答が得られず、その結果ご意見カードとして提出し、改めて都から回答があったもので質問と回答が併記されているものである。これが過去の会合、第5回（H24年10月開催）以降、6,7,8,9,10,11,12,13と計9回分、期間にして3年分も溜まっているのである。

これは何を意味するのか？ この事は住民の質問に対し、都が親切な判り易い説明を納得出来る説明をしていない証拠である。過去の杉並の話し合いの会を最も象徴している状況の一つなのである。

これらの今後の進め方として事務局から「次第6の今後の取り扱いについて既に配布された資料を読み上げると時間を要するので再度質問があれば改めてご意見カードを提出して戴きたい」というのである。

冗談じゃない！ふざけるな！と言いたい。良くもこの様な提案が出来たものだと思う。今までこの会の議事録を全て読み返されて来たのであろうか？

上司の方々や司会の中村さんもこの提案の事、ご存知なのだろうか？と思う。

私の個人的な推測ではこれらの質問と内容をクリアーするには2時間会合を少なくとも3回ぐらいやらねば無理と推測する。

何よりも望みたいのは都の回答が質問に合ったものである事、理解出来るものであってほしいという事である。

## 3. 司会者は時間管理の徹底を！

私達構成員6名は何とかこの話し合いの会を有意義にスムーズに進行させたいと考え、大枠の時間制限を設けることを提案しました。具体的に最も重要視する「構成員の外環の2・意見発表」関連ではトータル含めて40分と提案しました。この事は事務局の賛同も得、事務局からも40分という枠の中で進めようという事になりました。

ところが実際に会議が始まると、折角このような大原則を定めたにも拘らず、司会者

- 第4回から13回までに構成員の皆様から頂いた質問（ご意見カード）については、都から既に回答していますので、都の回答についての再質問を承ります。円滑な議事進行のため、ご意見カードを事前に提出していただきたいと考えております。

が自らこのルールを破っているのです。

第 13 回の会合でみると（議事録 29 頁、下から 10 行目）

司会：構成員 O に対し（都からの）回答はしますか（貰いますか）？

構成員 O：予定した 40 分をはるかに超えて 50 分なので、時間管理をしっかりして貰いたいですよ。

.....

ここで都の回答を貰うことになると 次のテーマ「都市計画提案」の方が予定が付かなくなるので ここで止めて次回に回して欲しい、そういうことで次第の 4「都市計画提案」に入って欲しいと要求しました。

司会：そう言う事で次第 4 に行きましょう・・・と言っておきながら その後、構成員 O に対し回答した方がいいですかと思っていると 又 繰り返しているのです。（議事録 30 頁参照下さい）

40 分ルールを決めたなら 司会者はその通り厳格に進めて戴きたいのです。

- 前回（第 13 回）の話し合いの会では、6 名の構成員から頂いた提案を踏まえ、事務局から議事それぞれに割り当てる最大時間を定めることを提案しましたが、会の冒頭で進行についての議論に時間を要し、予定通りに議事が進まなかったと認識しております。
- 議事を円滑に進めるためには、構成員の協力が不可欠です。話し合いの会に先立って、事前に発言の順序と時間を取り決めるため、準備会の設置を提案します。

#### 4. 事務局の「会合の最後のまとめ」の内容について

毎回、この会合の終了の際に事務局より「本日のまとめ」が発表されます。

ところが 今回のものを読むと、本日話し合われたことがズラズラと読み上げられています。肝心な事は本日の会合で決まった事、決まらないで持越した事、予定していたことが出来なかったこと等が 一体何なのか 明白にされるべきです。

今回の例でいうと

- 次第 3（構成員・意見発表）では構成員 D, A, M, I さんからの意見発表が有り 都から I, T さんに対し回答が有った。

この部分、正しくは I さんはペーパー 1 枚提出し、本日 2 度目の意見発表であり 2 年前に提出したものでない事、であり 予定された構成員 O（古川）の回答は次回に回した事、I さん（2 年前発表のもの）に対しても次回に回した事。

- 次第 4（都市計画提案）では 東京都から経過報告が有り 構成員の方々から意見を戴きました とのみ出ていますが

正しくは 提案した構成員から

(1) 都の不採用の判断に納得が行かない事

- 話し合いの会の詳細は議事録と議事要旨で分かるため、「本日のまとめ」については、本日話し合われたことについて簡潔に確認することとしています。

(2) 町会の地権者に対し 不採用理由を説明をして欲しいと要求があった事が出され、都からはその回答が無かった・・・と報告して欲しかったです。

これらが無いから まとめの発表の後、構成員 I や 構成員 O から追加意見が出てくるのです。そうならない様な「まとめ」を発表して欲しいと思います。

#### 5. 司会者と事務局(東京都)は密接な関係を・・・

今回の話し合いの会の開催前に次第についての意見を構成員に呼び掛けが有り

私は事前に

- 都市計画提案報告を是非入れて欲しいこと。
- 練馬の報告は急がないので今回は見送って欲しい事。
- 大泉 JCT の交通の流れも同様。

を要望し 且つ時間管理を厳守する様をお願いしておきました。

ところが今回の話し合いの会の実際は具体例でみると(議事録 9 頁参照)

司会：本日の進め方で次第 3 の意見発表で 40 分、次第 4 の報告で 5 分という事で良いでしょうか？

構成員 O：この5分というのは練馬の報告の積りの時の5分でないのか？

司会：廃止提案の場合だったら何分位がいいと思いますか？

と司会者が聞いているのです。

この事などは 事前に上記の様に進行されることが予想されて居た筈なのに その時になってから 以上で「どうですか」と聞き その後、武田課長が 20 分程度と発言され決着しましたが・・・。

会の進め方についてもっと実践的に司会者と事務局の間で相談して欲しいと思います。

以上

- 議事を円滑に進めるためには、構成員の協力が不可欠です。話し合いの会に先立って、事前に発言の順序と時間を取り決めるため、準備会の設置を提案します。